## 保険会社向けの総合的な監督指針(別冊)(少額短期保険業者向けの監督指針)(新旧対照表)

体膜去位向けの総合的な監督指針(別冊)(少額短期体膜集有向けの監督指針)(新旧対照表)	
現 行	改正
Ⅲ 少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点	Ⅲ 少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点
Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理	Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理
Ⅲ-2-4 少額短期保険募集人の登録事務	Ⅲ-2-4 少額短期保険募集人の登録事務
(1)登録申請書等の受理及び確認 (1~⑨) (略) (1) 登録申請書の添付書類 ア・マオ・(略) カ・ 規則第 214 条第 1 項第 3 号イに規定する「これに代わる書類」とは次の書類をいい、ロに規定する「これらに代わる書類」とは、寄付行為又は商業登記簿謄本・抄本等をいう。 (ア) 住民票記載事項証明書 (イ) 外国人である場合は、外国人登録証明書の写し又は外国人登録原票記載事項証明書 (ウ) 印鑑登録証明書 (ウ) 印鑑登録証明書 (エ) 有効期限内の次の書類の写し 運転免許証、健康保険証、福祉手帳(精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳等)、年金手帳、旅券(パスポート)、住民基本台帳カード (注)定款又は寄附行為は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない。	(1)登録申請書等の受理及び確認 ①~⑨ (略) ① 登録申請書の添付書類 ア・~オ・(略) カ・ 規則第214条第1項第3号イに規定する「これに代わる書類」とは次の書類をいい、口に規定する「これらに代わる書類」とは、寄付行為又は商業登記簿謄本・抄本等をいう。 (ア) 住民票記載事項証明書 (削除)  (イ) 印鑑登録証明書 (ウ) 有効期限内の次の書類の写し  運転免許証、健康保険証、福祉手帳(精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳等)、年金手帳、旅券(パスポート)、住民基本台帳カード、在留カード又は特別永住者証明書 (注)定款又は寄附行為は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない。